

長浜市結婚相談のご利用について

長浜市では、長浜市に在住する結婚を希望する独身の方やその家族のほか、結婚後長浜市に住むことを希望される方の結婚を支援しています。

《 結婚相談 》

- 毎月4回、市内2箇所の相談会場で、市から委嘱された結婚相談員が相談を受け付けています。
- 相談会場は次の2会場です。
さざなみタウン（ながはま文化福祉プラザ）・・・長浜市高田町 12-34
北部振興局・・・長浜市木之本町木之本 1757-2
- 予約は不要で相談は無料です。
（相談日時は、市広報やホームページに掲載しています。）
- いずれの会場でも提供できる情報は同じです。

《 結婚相談登録の対象者 》

- 長浜市在住、または結婚後長浜市に住む意思のある20歳以上の独身者。
- 反社会的勢力に該当する場合は、結婚相談登録の対象外となります。

《 登録の手続き等 》

- 登録は無料です。
- 登録の手続き（結婚相談申込書の記載等）は、相談会場にて原則、結婚を希望される方本人に行っていただきます。
※本人確認ができる運転免許証など公共機関が発行した顔写真入りの証明書、健康保険証などをご持参ください。
- 本人の写真2枚（登録用と紹介用）が必要です。
※登録にふさわしい写真をご用意ください。
写真や申込書の記入方法などについては、結婚相談員がアドバイスさせていただきます。
- 登録の有効期限は3年間です。
引き続き登録を希望される場合は、再登録が必要です。
- 登録を取り消される場合は、速やかに相談員に申し出てください。
- 当結婚相談で知り得た全ての個人情報や、紹介を受けた相手の情報は、秘密を厳守し、第三者には絶対に漏らさないでください。

- 本市へ登録されている期間中は、本市が委託する「湖北地域農業センター」の結婚相談事業にも登録されますので、ご了承ください。

《 ご紹介・交際等 》

- 相談員が登録者の希望に沿うようなお相手を紹介し、両者（登録者）の了解を得てお見合いの機会を設けます。
- 登録状況によって、ご紹介までに日数を要する場合や、なかなかご紹介できない場合もあります。
- お見合い等にかかる費用（飲食費等）は、当事者同士の負担となります。
- ご紹介後、交際を希望されるか否かについては、担当相談員にご報告をお願いします。
- お互いマナーを守り、それぞれの責任において交際をしてください。
- 交際をやめられるときや、ご結婚されるとき等は担当相談員に連絡してください。

《 登録の抹消 》

- 結婚相談申込書などの提出書類に虚偽の記載があった場合
- 不正な行為があった場合
- 相談員の指示、指導に従わなかった場合
- その他、登録者として不相当と判断した場合

《 個人情報の利用目的、取り扱い 》

- 結婚相談申込書の記載事項等について、結婚支援事業の目的以外に使用することはありません。
- 結婚相談員は、お相手をお探しする場合や相手の紹介目的など本事業目的遂行のため、登録者の情報を共有します。
- 提出いただいた書類、写真などは返却することができませんので、ご了承ください。